一、申請人が被申請人に対し労働契約上の権利を有する地位にあることを仮に定める。 二、被申請人は申請人に対し昭和四四年一月二〇日より本案訴訟の第一審判決云渡

二、被申請人は申請人に対し昭和四四年一月二〇日より本案訴訟の第一審判決云渡 にいたるまで毎月二五日かぎり金一一万円の割合による金員(賃金につき公租公課 など法定の金員を控除のこと)を仮に支払え。

三、申請費用は被申請人の負担とする。

## 理 由

第一、当事者双方の申立

1 申請の趣旨(申請人の申立)

主文第一項と同旨および「被申請人は申請人に対し昭和四四年一月二〇日より本 案判決確定にいたるまで毎月二五日かぎり金一一万円を支払え。」ならびに主文第 三項と同旨の裁判。

2 被申請人の申立

「一、申請人の申請を棄却する。二、申請費用は申請人の負担とする。」との裁判。

第二、当裁判所の認定した事実および判断

一、被申請人(以下「会社」ともいう)は肩書地に本社事務所を、大阪に大阪事務所をそれぞれ設置し、紙、機械、化学品(乳糖)パルプなどの輸出入業務を営業内容とする資本金二、〇〇〇万円の株式会社である。原告は昭和四一年五月六日会社に化学品課長として入社し、同四三年六月一日からパルプ課長兼務を命ぜられた。会社が申請人宛の昭和四四年一月二三日到達の内容証明郵便による書面をもつて、会社が申請人宛の昭和四四年一月二三日到達の内容証明郵便による書面をもつて、従業員就業規則第六一条第三号、第八号、第一三号に該当する事由があることを理由として、同年同月二〇日付をもつて申請人を懲戒解雇する旨の意思表示をした。以上の事実は当事者間に争いがない。

以上の事実は当事目間にずいかない。 二、疎甲第一、三四、四三号証および疎乙第二号証を総合すると、申請人がに 中心となつて昭和四三年一二月二三日会社の従業員一三名をもつて個人加盟方式成 もる貿易一般労働組合(以下「組合」という)ウイギンズ・テイープ分会を結成 し、その分会長の地位についたこと、翌二四日これを公然化し以後会社に対しての労働条件を向上するよう要求を始めたこと、その結合との間に昭和四三年一二月二四日労働協約が結合といる。 を明れては労使対等の原則に基づいて事前に協議を行なつまれる。 を行なわない。」旨の条項があることが認められる。 もの条項があることを要請するいわり 規定は、会社が組合員たる従業員を解雇し、または配置転換をすると関すると 関連を行なう場合には、組合との間で事前に協議を行なうことを要請するいわり もの表現を行ならます。 もの表現を行ならます。 もの表現を行ながあると は、会社が組合員たる従業員を解雇し、または配置をあると は、会社が組合員たる従業員を解雇し、または配置をあると もの表現を行ならると ののまます。 もの表現を行ならます。 もの表現を行ながあると もの表現を行ならます。 もの表現を行ると もの表現を行ると もの表現を行ると もの表現を行ると もの表現を行ると もの表現を行ると もの表現を行ると もの表現を行ると ものままする。 ものまますると ものままする。 ものまする。 ものままする。 ものまる。 ものままする。

申請人は、会社が申請人に対し前記解雇の意思表示をするに際して、右労働協約 第三項の趣旨に反し、その事前に組合との間で十分な協議を行なわず、該約款に違 反したから、右解雇の意思表示は無効であると主張する。

これに対して、 は右対・ は右対・ は右対・ は右対・ は右対・ は右対・ は右対・ は右対・ は右が、 は右対・ は右が、 は右が、 は右が、 は右が、 は右が、 は右が、 は右が、 はたが、 はたが、 はないで、 はいで、  三、次に申請人は、会社の申請人に対する本件懲戒解雇の意思表示は、会社と組合 との間に締結されたいわゆる解雇同意約款に違反するものであるため、右解雇の意 思表示は無効であると主張するので、これについて判断する。

右認定にかかる事実によると、会社は依然として申請人を解雇したい意思をもつているが、申請人を解雇するについては会社と組合との間でその事由を十分に討議し相互に他方の主張を理解したうえ、双方納得し了解点に達した時点で解雇するか否かを決定すべく、その終期は一応昭和四四年一月一八日正午までとし、それまでの間に最大の努力を重ね事態を円満解決するように努める旨の約定をしたものとみるのが相当である。

すなわち、右約定は申請人の解雇に関しては組合の同意を要するといういわゆる

解雇同意約款にほかならず、昭和四四年一月一八日正午までというのはその努力目標たる意味をもつにすぎず、該時期の経過により同意約款が当然に失効する趣旨のものとは解せられない。被申請人は、いわゆる解雇同意約款たるためには、明文上「組合の同意を要する」旨の文言が使用される必要があり、またそれは特定の個人に対するものではなく、組合員全般に通用する約款であることが通常であり、それが解雇同意約款の本質的要素であるなどと主張するが、所論は独自の解釈であて、当裁判所の採らないところである。

ところで、申請人に対する本件解雇につき組合と会社との双方で了解点に達せず、その他該解雇に対して組合が同意を与えていないことは被申請人の明らかに争わないところであるからこれを自白したものとみなす。そうだとすれば、会社の申請人に対する本件懲戒解雇は解雇同意約款に違反する違法なものであり、かつ、それは無効であると解すべきであるから、右懲戒解雇の意思表示はその効力を生ずるに由ないものといわねばならない。

五、よつて、本件申請は前項に説示した限度において被保全権利および保全の必要性について疎明を得たから保証を立てさせないで、主文第一、二項の仮処分を命じ、申請費用の負担については民事訴訟法第八九条第九二条をそれぞれ適用して、主文のとおり決定する。

(裁判官 岡垣学)